

## 京田辺市男女共同参画推進条例骨子（中間案）のパブリックコメント結果

### 意見募集結果（公表）

京田辺市男女共同参画推進条例骨子（中間案）について、パブリックコメント（意見募集）の結果は次のとおりです。

### 意見募集結果（公表）

案件名	募集期間	実施機関	提出された意見数
京田辺市男女共同参画推進条例骨子（中間案）	平成 21 年 10 月 13 日 ～11 月 13 日	京田辺市男女共同参画推進懇話会	9 件

京田辺市男女共同参画推進条例骨子（中間案）へのパブリックコメントに関する京田辺市男女共同参画推進懇話会の考え方について

整理番号	意見の概要	対応	意見に対する考え方
1	【前文】 女性差別撤廃条約が国連で採択されてから30年になる。「男女差別をなくす」という一点で世界の多くの国が平等な社会づくりを進めている。この様な内容・経過も入れてもらいたい。	文言修正	女子差別撤廃条約などの国際社会における取組や日本国憲法などを踏まえて、男女共同参画社会基本法が制定されました。基本法の下で制定する条例は、当然にしてその理念を踏まえたものであります。しかし、ご意見を踏まえ、前文を一部修正します。
2	【前文】 前文に現状における課題認識を記述する方が良いと思う。近年は、ワーク・ライフ・バランスが特に重要な課題となっているので、そのことを前面に出せばよいのではないか。しかし、女性差別や女性の人権のみを誇張するのは反対。人は法の下で平等であることが憲法第14条で明らかにされているから。	文言修正	ご意見を踏まえ、前文に仕事と生活との調和を明記します。

整理番号	意見の概要	対応	意見に対する考え方
3	<p>【共通】 「男女共同参画」の名称はもう少しわかりやすく「平等」など入れて表現できないか。</p>	その他	<p>条例は男女共同参画社会基本法の下、あらゆる分野において男女がともに参画できる社会を形成していくことを目指して制定するものであり、また、名称が基本法とも整合しており、市民にとって最もわかりやすい名称ですので、中間案の名称で進めます。今後、さらにこの名称を多くの市民の方に受け入れていただくよう、啓発に努めていきます。</p>
4	<p>【共通】 条例骨子の内容を実現するために、具体的にどのようなことをするのが書かれていない。以前から男女共同参画について言われている内容であって、それを実現するために京田辺市として具体的にどのような条例を定めるか、ということについての中間案ではないのか。私たちの意識が急に変わることは難しいことなので、少しずつでもみんなの意識が変わるような市としての政策をもっと具体的に見せて欲しい。少しずつでもいいので。</p>	その他	<p>具体的な政策・取組は、今後策定する第2次京田辺市男女共同参画計画で明記していきます。</p>
5	<p>【2項】 セクハラは性的な言動を直接に受けた相手だけでなく、そのまわりで間接的に生活環境を害された場合なども含まれるのではないか。</p>	その他	<p>「相手方」は間接的被害者も含みます。ご意見を踏まえ、条例骨子文案解説に間接的被害者も含む旨を詳細に明記します。</p>
6	<p>【10項】 11項の啓発活動等と同じ内容である。家庭生活における活動と社会生活における活動の両立は大切だと思うが、同じ内容を設ける必要性を</p>	文言修正	<p>ご意見を踏まえ、10項(4)を削ります。その代わりに、前文に仕事と生活との調和について追加し、必要性を明記します。</p>

整理番号	意見の概要	対応	意見に対する考え方
	感じない。		
7	<p><b>【14項】</b> 男女共同参画推進員を設置することは良いと思うが、行政が要請するとなっていることについては、お役人意識が強すぎるのではないか。 市民や事業者、市民団体とともに男女共同参画を進めていくのであれば、対等な関係の下で、男女共同参画推進員が設置されるべき。 自ら希望して男女共同参画推進員を設置しても、市は支援してもいいのではないか。 そのためには、条例で要請するとか、届け出るとかということではなくて、設置することだけを書いておけばよい。具体策は男女共同参画計画で記載すれば足りる。</p>	その他	市の責務として男女共同参画を積極的に進めるため、「要請」のままとさせていただきます。また、ご意見をいただきましたように自ら希望して男女共同参画推進員を設置された場合でも市は支援をします。なお、支援をするためには、推進員の把握が必要となりますので、報告をお願いするものです。
8	<p><b>【その他】</b> 男女共同参画推進に反する行為や言動に対しては罰則を適用すべき。</p>	その他	この条例は、市、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者がそれぞれ共感をもって取り組むことにより、男女共同参画を推進することを目的としていますので、条例の趣旨から罰則規定を設けるのは適当でないと考えます。また、上位法である基本法には罰則規定は設けられておらず、男女共同参画に関連する「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などに規定されている事項については、該当する法に罰則が規定されています。
9	<p><b>【その他】</b> 自営業者の女性の労働が正当に評価されていない</p>	その他	具体的な政策・取組は、今後策定する第2次京田辺市男女共同参画計画で明記していきます。

整理番号	意見の概要	対応	意見に対する考え方
	いと聞く。この点についても考えて欲しい。		

問い合わせ先 市民参画課 市役所4階  
 電 話 0774-64-1314  
 ファックス 0774-64-1305  
 Eメール sankaku@kyotanabe.jp